

岩手県立大学宮古短期大学部寮生等給食業務内容明細書

1 給食業務

給食業務とは、献立の作成、調理、盛り付け、配膳、下げ膳、食器類の洗浄、厨房・食堂の清掃及び整理整頓その他これらの業務に付帯する業務をいう。

2 給食提供を受ける者

給食提供を受ける者は、朝食、夕食は宮古短期大学部学生寮の寮生とし、昼食は希望者とする。

ただし、朝食、夕食については、予め申し出があった場合は、寮生以外も給食提供を受けることができるものとする。

3 給食提供日

- (1) 給食提供日は、毎週、月曜日から金曜日とし、土曜、日曜、祝日及び次に掲げる期間は、提供しないものとする。

- ア 令和8年4月1日～4月2日
- イ 令和8年8月6日～9月23日
- ウ 令和8年12月23日～令和9年1月4日
- エ 令和9年2月4日～3月31日

- (2) 昼食については、(1)に掲げる期間のほか、次の期間の提供はしないものとする。

- ア 令和8年4月3日（入学式）
- イ 令和8年11月17日、18日（学校推薦型選抜試験前日、当日）
- ウ 令和9年1月15日（大学入学共通テスト準備）

4 給食数量

- (1) 朝食、夕食については、寮生は摂食数量に変更があるときは、食堂の3営業日前までに連絡するものとする。

- (2) 朝食、夕食の給食予想数量は、概ね次のとおりである。

ただし、寮生の申し出により、欠食を認めるものとする。

- ア 年 18,952食（166日×2食（朝・夕）×56人）
- イ 月平均 2,065食（＝ア÷9ヶ月（9月及び2、3月を除く）で算出）

- (3) 夕食については、次の場合、弁当を提供するものとする。

- ア 体調不良の場合
- イ アルバイトのため食堂の営業時間内に食事をすることができない場合
- ウ 大学で実施する講義、講座又は資格試験等を受けることにより、営業時間内に食事をすることができない場合

- (4) 昼食については、希望者に対して可能な限りの数量を提供するものとする。

5 調理・給食の場所及び給食時間

- (1) 調理は厨房で行い、給食の場所は食堂とする。

- (2) 給食時間は次のとおりとする。

- ア 朝食 7時30分～8時30分
- イ 昼食 11時30分～13時30分
- ウ 夕食 18時30分～19時30分

- (3) 調理及び給食の時間帯には、専属の調理師を配置すること。

6 給食材料

朝食、夕食の給食材料費は、朝食 310 円、夕食 420 円とする。

ただし、寮生の申し出により欠食を認めた場合、朝食、夕食それぞれ月 3 回までの欠食分の料金の徴収は行わないものとする。

なお、昼食の給食材料費については、需要と供給の関係で決定するものとする。

食材は、可能な限り県産食材を利用すること。

給食材料費を変更する場合は、委託者（以下「甲」という。）、受託者（以下「乙」という。）協議のうえ決定するものとする。

7 光熱水費

給食業務に使用する光熱水費については、全て乙が負担するものとする。

8 献立表

- (1) 乙は、朝食、夕食について、月末日までに翌月の献立表を甲に提出するものとする。
- (2) 献立表を作成するにあたり、栄養士による栄養評価を実施すること。
- (3) 献立表を変更する場合は、予め変更する内容を甲に提出するものとする。

9 給食料金

- (1) 乙は、毎月の朝食、夕食について、翌月 5 日までに給食提供数量及び請求書を寮長に提出しなければならない。
- (2) 寮長は、利用寮生の月毎の利用料金を取りまとめて、翌月 15 日までに、乙に支払わなければならない。

10 物品等の販売及び自動販売機の設置について

- (1) 乙は、給食業務に付随して、アイスクリーム類の物品販売及び自動販売機を設置することができるものとする。
- (2) (1)に関しては、関係法令に抵触しないよう十分注意して業務を行うものとする。

11 便宜供与等

甲は、乙に対し、次のとおり便宜供与を行う。

- (1) 乙が給食業務を行う際に使用する次の施設について、便宜供与する。
所在地：宮古市河南一丁目 5 番 1 号（岩手県立大学宮古短期大学部）
種 別：建物
細 目：事務所建
数 量：床面積 204 m²（別図を参照のこと）
- (2) (1)の施設内に設置している備品等の使用についても便宜供与する。